

建築基準法（※以下「法」）第7条の3第1項及び第6項に規定する
中間検査における特定工程等について

平成24年7月1日以降の特定工程

平成24年7月1日以降に建築確認を申請する建築物の中間検査から適用になります。

中間検査対象建築及び検査を実施する時期（特定工程）

対象建築物				中間検査を実施する時期 (特定工程)
用途	階数	検査回数	構造	
住宅、長屋、 共同住宅 (兼用・併用住宅含む)	3階以上		木造、 一部木造	・屋根工事完了時
★共同住宅	3階 4階		RC造 SRC造等	・2階の床、はりの配筋工事が完了した時点
すべての 用途	5階以上	1回目	共通事項	・基礎配筋工事が完了した時点
		2回目	S造の場合	・1階建て方工事が完了した時点
			RC造の場合	・2階床、はりの配筋工事が完了した時点
			SRC造の場合	・1階建て方工事が完了した時点 ※共同住宅の場合は2階床、はりの配筋工事が完了した時点となります。
		混構造の場合	・上記のS造、RC造及びSRC造に応じた工事が完了した時点	

★法令による特定工程（建築基準法第7条の3第1項第1号）

凡例）S造：鉄骨造 RC造：鉄筋コンクリート造 SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造
 混構造：木造、S造、RC造及びSRC造のうち2つ以上の構造を併用する構造

主な変更点

1. **増築工事**が検査対象に追加になります。
2. **認証型式部材等**（法第68条の20）及び**仮設許可**（法第85条第5項）となった建築物は**対象外**となります。
3. 鉄骨鉄筋コンクリート造の2回目の中間検査を行う時期が「2階床、はりの配筋工事を完了した時点」から「**1階の建て方工事を完了した時点**」となります。

中間検査を実施する時期の例

【新築の場合】

1	<p>■木造（戸建て、長屋、共同住宅）</p> <p>— 特定工程(屋根) □ 木造</p>	2	<p>■木造（戸建て）</p> <p>— 特定工程(屋根) □ 木造 □ RC</p>	3	<p>■S造（すべての用途）</p> <p>— 特定工程(基礎) — 特定工程(1F建て方) ⊠ S造</p>
4	<p>■RC造（すべての用途）</p> <p>— 特定工程(基礎) — 特定工程(2F床配筋) □ RC造</p>	5	<p>■SRC造（共同住宅以外）</p> <p>— 特定工程(基礎) — 特定工程(1F建て方) ▨ SRC造</p>	6	<p>■SRC造（共同住宅）</p> <p>— 特定工程(基礎) — 特定工程(2F床配筋) ▨ SRC造</p>
7	<p>■S+RC造①（すべての用途）</p> <p>— 特定工程(基礎) — 特定工程(2F床配筋) □ RC造 ⊠ S造</p>	8	<p>■S+RC造②（すべての用途）</p> <p>— 特定工程(基礎) — 特定工程(2F床配筋+1F建て方) □ RC造 ⊠ S造</p>	9	<p>■S+SRC造（共同住宅以外）</p> <p>— 特定工程(基礎) — 特定工程(1F建て方) ▨ SRC造 ⊠ S造</p>

【増築の場合】

10	<p>■S造(既存)+木造（増築）</p> <p>— 特定工程(屋根) ⊠ S造 □ 木造</p>	11	<p>■RC造(既存)+S造（増築）</p> <p>— 特定工程(基礎) — 特定工程(1F建て方) □ RC造 ⊠ S造</p>	12	<p>■RC造(既存)+S造（増築）</p> <p>□ RC造 ⊠ S造</p> <p>※このような増築の場合は特定工程が無いため中間検査は行わない。</p>
----	---	----	---	----	---